

# 諸外国における地理的表示の保護制度の運用実態等に係る分析 (行政対応特別研究)

## 1. 研究目的

地理的表示（※）の保護制度については、EU等既に制度を導入している地域において、対象農産物価格の上昇や生産者所得の増加等の効果が生じており、我が国においても、保護制度の導入により、農産物価格の上昇や農山漁村の6次産業化に資するものと考えられる。食料・農業・農村基本計画においても、その検討を行うことが明示されており、現在、生産局で制度の具体的な内容が検討されている。

本研究では、我が国における地理的表示の保護制度の運用に必要な審査基準等に係る検討に資するため、国内状況及び諸外国における地理的表示制度の運用実態等を把握、分析した上で、商標制度との関係も意識しながら、円滑な制度導入に向けた課題を整理する。

（※）地理的表示とは、原産地と結びついた特有の品質や社会的評価を備えている製品について、その原産地を特定する表示であり、代表的な例として、パルマハムやロックフォールチーズ等がある。

## 2. 研究内容

### （1）EU等諸外国の地理的表示制度の調査・分析

既に地理的表示制度を構築しているEU、韓国等の制度の運用実態等を調査・分析。特に、代表的な保護制度であるEUの制度について、現在提案されている制度の改正や運用基準の具体化に着目して分析。なお、運用実態については、地理的表示対象産品への伝統的品種の使用による差別化等、地理的表示の保護要件を裏付ける要素についても分析。

### （2）我が国における地域ブランドの取組の調査、制度導入に伴う課題の整理

我が国における農林水産物・食品の地域ブランド化の取組事例について調査を行い、地理的表示の保護制度を導入した場合に現場で発生する課題を整理。

### （3）地理的表示の保護制度の運用に係る審査基準等についての課題、要件の整理

諸外国及び我が国の実態分析等を踏まえ、地理的表示の保護制度の運用に係る審査基準等についての課題及び要件を整理。この際、商標制度の運用状況等にも留意して課題を整理。

## 3. 研究成果の活用方法

地理的表示の保護制度については、早期の制度導入を目指して検討作業が進められており、制度を運用する場合の具体的基準等の検討に活用。

さらに、地理的表示の保護制度に係る国際交渉（日EU・EPA交渉、WTO・TRIPS特別会合等）における対応を検討する上での参考としても活用。